

○高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例

(平成9年12月26日条例第53号)

改正 平成12年4月1日条例第32号 平成17年1月1日条例第37号
平成18年4月1日条例第23号 平成20年1月1日条例第51号
平成21年1月1日条例第11号 平成24年4月1日条例第46号
令和2年4月1日条例第41号

(目的)

第1条 この条例は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者について、登録制度を設けることにより、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(登録)

第2条 本市の区域内において、浄化槽の保守点検を行う事業(以下「浄化槽保守点検業」という。)を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、3年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第3条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の職・氏名

(2) 本市の区域を営業区域(浄化槽保守点検業を営もうとする区域をいう。)とする営業所(以下「営業所」という。)の名称及び所在地

(3) 法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

(4) 営業所ごとに置かれる専任の浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号及びその者が専任する営業区域に係る市町村名

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 申請者が第5条第1項第1号から第6号までに該当しないことを誓約する書類

(2) 第9条第4項に規定する器具の明細を記載した書類

(3) 連絡をとっている又は連絡をとる予定の浄化槽清掃業者の氏名若しくは名称及び営業所の所在地を記載した書類その他の浄化槽の適正な管理に資することを証する書類

(4) その他規則で定める書類又は図面

(登録の実施)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登

録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。
- 3 何人も、市長に対し、その登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者(以下「浄化槽保守点検業者」という。)に関する浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(登録の拒否)

第5条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するものであるとき、又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (2) 第12条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
 - (3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日以前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
 - (4) 第12条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - (5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
 - (6) 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
 - (7) 第9条第1項、第2項及び第4項に規定する要件のいずれかを欠く者
- 2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第6条 浄化槽保守点検業者は、第3条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 第4条第1項及び第2項並びに前条の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

(廃業等の届出)

第7条 浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人
- (5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であった個人又は浄化槽保守点検業者であった法人の役員

(登録の抹消)

第8条 市長は、前条の規定による届出があった場合(同条の規定による届出がなく同条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合を含む。)又は登録がその効力を失った場合は、浄化槽保守点検業者登録簿からこれらの場合に係る浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

2 市長は、前項の規定により登録を抹消した場合においては、その理由を示して、直ちにその旨を前条の届出をした者又は当該登録を抹消した浄化槽保守点検業者であった者に通知しなければならない。

(営業所の設置等)

第9条 浄化槽保守点検業者は、本市の区域内に営業所を設置し、当該営業所ごとに浄化槽管理士を置かなければならない。

2 前項の浄化槽管理士(以下「浄化槽管理士」という。)は、浄化槽の清掃を行う者との連携等浄化槽の管理が適正に行われるよう、本市の区域の専任でなければならない。

3 浄化槽管理士1人につき専ら保守点検を行うことができる浄化槽の基数については、規則で定める。

4 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。

5 浄化槽保守点検業者は、第1項、第2項及び前項の規定のいずれかに抵触する場合が生じたときは、2週間以内に当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。

6 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。

7 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検を行うこととし、その際、当該浄化槽について清掃が必要であると認められたときは、速やかに当該浄化槽の管理者及び浄化槽の管理者が当該浄化槽の清掃を委託している場合にあっては委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならない。

8 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士について、第2条第2項の有効期間ごとに1回以上、市長が適当と認める研修を受けさせるものとする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

9 浄化槽保守点検業者は、第2条第1項の登録又は同条第3項の更新の登録を受けるときは、浄化槽管理士ごとに規則で定める浄化槽管理士身分証(以下「身分証」という。)の交付を受けなければならない。

10 浄化槽管理士は、その職務を行うときは、浄化槽の管理者がその資格を容易に確認することができるよう身分証を着用しなければならない。

11 身分証の交付、再交付、書換え交付、返納等に関し必要な事項は、規則で定める。

(標識の掲示)

第10条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第11条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第12条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けたとき。

(2) 第5条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第6条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 法第12条第1項の助言、指導又は勧告に従わず、情状特に重いとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による処分をしようとするときは、高知市行政手続条例(平成9年条例第3号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定により処分をした場合には、その理由を示して、直ちにその旨を当該処分をした浄化槽保守点検業者に通知しなければならない。

(報告徴収、立入検査等)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し報告させることができる。

2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録申請手数料)

第14条 第2条第1項又は第3項の登録を受けようとする者は、申請手数料として29,000円を市に納付しなければならない。

(身分証交付手数料等)

第15条 身分証の交付、再交付又は書換え交付を受けようとする者は、浄化槽管理士身分証交付手数料、浄化槽管理士身分証再交付手数料又は浄化槽管理士身分証書換え交付手数料として2,400円以内で規則で定める額を市に納付しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰

金に処する。

- (1) 第2条第1項又は第3項の登録を受けないで浄化槽保守点検業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第12条第1項の規定による命令に違反した者

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第5項の規定に違反して措置をとらなかった者
- (2) 第9条第6項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者
- (3) 第11条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- (4) 第13条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第13条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
(両罰規定)

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に高知県知事の登録を受け本市の区域内において浄化槽の保守点検を行う事業を営んでいる者は、当該登録の有効期間満了の日までの間は、第2条第1項の登録を受けることなく引き続き浄化槽保守点検業を営むことができる。

(鏡村及び土佐山村の編入に伴う経過措置)

- 3 鏡村及び土佐山村の編入(附則第5項において「編入」という。)の際現に高知県知事の登録を受け旧鏡村又は旧土佐山村の区域内において浄化槽の保守点検を行う事業を営んでいる者は、当該登録の有効期間満了の日までの間は、第2条第1項の登録を受けなくても引き続き当該区域内において浄化槽保守点検業を営むことができる。

(営業所の設置に関する特例)

- 4 前2項の規定により浄化槽保守点検業を営むことができる者で、本市の区域内に営業所を有しないものに係る第9条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「本市の区域内に営業所」とあるのは、「営業所」と読み替えるものとする。

(罰則に関する経過措置)

- 5 編入の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(春野町の編入に伴う経過措置)

- 6 春野町の編入(以下「編入」という。)の際現に高知県知事の登録を受け旧春野町の区域内において浄化槽の保守点検を行う事業を営んでいる者は、当該登録の有効期間満了の日までの間は、第2条第1項の登録を受けなくても引き続き当該区域内において浄化槽保守点検業を営むことができる。

- 7 前項の規定により浄化槽保守点検業を営むことができる者で、本市の区域内に営業所を有しないものに係る第9条第1項の規定の適用については、同項中「本市の区域内に営業所」とあるのは、「営業所」と読み替えるものとする。
- 8 編入の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年4月1日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第14条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に登録又は更新の登録の申請をしたものに係る手数料から適用し、施行日前に登録又は更新の登録の申請をしたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成17年1月1日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年4月1日条例第23号)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第1条の規定は平成18年7月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例(第1条の規定に限る。以下同じ。)による改正後の高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による浄化槽管理士身分証の交付及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例の規定の例により行うことができる。

附 則(平成20年1月1日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年1月1日条例第11号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年4月1日条例第41号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(浄化槽管理士に対する研修に関する特例)
- 2 高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第2条第2項の有効期間の満了の日がこの条例による改正後の第9条第8項の研修がこの条例の施行の日以後最初に高知県内で実施される日前である者については、当該満了の日までの間は、同項の規定は、適用しない。